

## 運営のための小委員会からの提案に対する意見

年度毎の集中的な取組について	
<p>人権啓発や人権施策については、現在、人権尊重という視点から全般的に取り組んでいるが、19年度以降については、各年度ごとに、集中的に取り組む人権分野（例えば今年は、女性の人権。来年は子どもの人権）を設定して取り組むことの是非について。</p>	
都村委員	<p>大変結構なお考えだと思います。ただ、1年は長いので、2つほどのテーマにしぼるのは、いかがでしょうか。</p>
村田委員	<p>ぜひ、集中すべき。新年度は「子ども」問題。</p>
やな瀬委員	<p>年度ごとに分野を集中させて取り組むことには賛成である。できれば、関連性のある2つぐらいの分野をひとつの年度に。</p>

人権救済体制や手法の在り方、検討について	
<p>人権侵害事件については、行政が主体的に取り組む必要があるとの認識のもと、県と市町村が連携し、被害者への助言等により、救済の一翼を担うこととしています。今後、人権相談体制を含め、人権救済体制や手法等の在り方について、協議を行うことの是非について。</p>	
都村委員	<p>ぜひ、検討すべきだと思います。より実質的な事項を検討すべきだと（形式的な会議ではなく）思うからです。</p>
村田委員	<p>協議は必要。各市町村がバラバラで一貫性を欠いている。人権問題は、県、地方で是非同じ取組にすべき。その為の協議は必要。</p>
やな瀬委員	<p>ぜひ、協議を行ってほしい。</p>

人権分野毎の小委員会設置について	
<p>各人権分野における課題やそのための取組について、審議会全体の場合（15名）で協議をするのではなく、各分野別を検討するための委員会（審議会の委員のうち数名で構成）を設置し、委員会において協議した内容を、審議会全体の場に上程し、審議会全体の場で改めて審議をすることの是非について。</p>	
都村委員	<p>集中的な取組やシステムを議論するようになると、分野ごとの小委員会設置もかなり必要性が高まるだろうと思います。各委員さんがそこまでやろう、とおっしゃるのであれば、私は大賛成です。今の小委員会の先生方にばかり、ご負担をかけてはいけなと思います。</p>
村田委員	<p>先般、基本方針作成時に担当した分科会を復活すべき。今後、条例の「意識調査」などの時にも基礎資料をつくるため。</p>
やな瀬委員	<p>分野ごとの小委員会をもつことはいいと思うが、バランスのとれたメンバー構成が必要である。（2分野で1小委員会ぐらいがよいのではないか。）</p>